誓　約　書

家畜商法第４条の各号に該当していないことを誓約します。

　年　　月　　日

神奈川県知事　殿

住　　　　所

氏名又は名称及び

代表者の氏名

〈家畜商法 第４条〉

第４条　前条第２項各号のいずれかに該当する場合であっても、次の各号のいずれかに

該当する者には、同条第１項の免許を与えない。

１　精神の機能の障害により家畜の取引の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。

２ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、家畜伝染病予防法（昭和２６年法律

第１６６号）若しくは家畜取引法（昭和３１年法律第１２３号）に違反して罰金

の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けないことが確定した日か

ら２年を経過しない者。

３ 第７条第１項又は第２項（免許の取消し及び事業の停止）の規定による免許の

取消し（家畜商からの申請によるものを除く。）があった日から２年を経過しない者。ただし、第１号に該当するため取り消された者であって同号に該当しなくなったものを除く。

４ 家畜の取引の業務を行う事業所を２以上設ける者であって、そのいずれかの事

業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者の全てが前条第２項第１号に該当する者でないもの。

５ その家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を置く者であって、そ

の者の当該業務に従事する前条第２項第１号に該当する者の全て（当該業務を行

う事業所を２以上設ける者にあっては、そのいずれかの事業所について、その事

業所に属する同号に該当する者の全て）が第１号から第３号までのいずれかに該

当するもの。